

公益財団法人公益推進協会 資金運用規程

(目的)

第1条 公益財団法人公益推進協会(以下、「この法人」という。)の資金運用は定款の定めに基づき、この「資金運用規程」(以下、この規程という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち基本財産及びその他の財産のうち、金融資産について、この規程を適用する。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

一 基本財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

二 その他の財産

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 資金運用の対象は、次のとおりとする。

一 (円建て及び外貨建て)預貯金

二 (円建て及び外貨建て)債券

三 (円建て及び外貨建て)株式(ETF、REIT等の上場投信を含む)

四 (円建て及び外貨建て)金銭債権流動化商品

五 一号から四号を主な投資対象とする(円建て及び外貨建て)投資信託

六 その他、理事会が本規程第2条の原則に適合すると判断し、承認した運用対象

(債券等の信用格付け)

第6条 本規程第5条の第二号、及び第四号に定める債券並びに金銭債権の資産流動

化商品(両者を併せて以下債券等という)の範囲は、次の「格付機関」いずれかから、下記の格付けを取得しているものとする。

(1) 格付機関

- ① ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ② スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- ③ 格付け投資情報センター (R&I)
- ④ 日本格付研究所 (JCR)
- ⑤ フィッチ (Fitch Ratings)

(2) 取得基準格付け

AA 格以上

(3) 保有基準格付け

BBB 格以上

(超長期債等)

第7条 債券等の償還年限が20年を超えるものの割合が全体の10%を超えて取得できないものとする。

(債券等の保有割合制限)

第8条 債券等への投資金額は下記の保有割合制限を超えてはならない。ただし、日本国債についてはこの限りでない。

- (1) 同一の発行体が全資産に占める構成比率 5%
- (2) 同一の産業あるいは類似する発行体が全資産に占める構成比率 10%
- (3) 同一外国為替の変動で収入や元本も変動する有価証券(投資スキーム)が全運用資産に占める構成比率 5%
- (4) 金利差、株価、流動化債権、不動産、その他等、収入や元本の変動の源泉が同一あるいは類似と考えられる有価証券(投資スキーム)が全資産に占める構成比率 5%

(運用のモニター)

第9条 代表理事は少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- 1 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- 2 全ての債券等の個別有価証券の時価
- 3 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等のロスカット・ルール)

第 10 条 債券等の格下げ等により、本規程第 6 条第 3 号に規定する保有基準格付けに抵触した場合には、本規程第 12 条に定める資金運用執行責任者は代表理事と協議の上、直ちに売却できるものとする。

(理事会の職務)

第 11 条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第 13 条に規定する資金運用の執行方針及び計画案を審議し議決する。

- 2 理事会は、資金運用を管理・監督するため第 9 条に規定する債券等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について少なくとも年 2 回又は必要に応じて代表理事から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、少なくとも年 2 回又は必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 4 理事会は定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。臨時評議員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

(代表理事の職務)

第 12 条 代表理事は理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

- 2 代表理事は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第 13 条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第 11 条第 1 項に規定する資金運用の執行方針及び計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速や

かに理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 7 日から施行する。